

三原市告示第 1 3 9 — 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき，大規模小売店舗の新設の届出がなされたので，同条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日

三原市長 天 満 祥 典

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三原宮浦複合施設

三原市宮浦六丁目 1 番 1 6 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フレスタ 代表取締役 宗兼 邦生

広島市西区横川町三丁目 2 番 3 6 号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
名 称	代 表 者	
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	代表取締役 村上 正一	広島市中区八丁堀 1 1 番 8 号
株式会社ハートピア	代表取締役 皿海 公隆	福山市曙町一丁目 1 6 番 1 6 号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成 2 8 年 4 月 3 0 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 490 m<sup>2</sup>

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

店舗施設北側・東側 50台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

店舗施設東側 18台

(3) 荷さばき施設位置及びの面積

店舗施設南側 10.0 m<sup>2</sup>

店舗施設南西側 14.0 m<sup>2</sup>

店舗施設北東側 13.0 m<sup>2</sup>

合計 37.0 m<sup>2</sup>

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗施設南側 2.6 m<sup>3</sup>

店舗施設西側 1.3 m<sup>3</sup>

店舗施設東側 1.3 m<sup>3</sup>

合計 5.2 m<sup>3</sup>

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時00分 閉店時刻 午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場北東側 1箇所

駐車場北側 1箇所

駐車場南東側 1箇所

駐車場南側 合計4箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分まで

8 届出年月日

平成27年10月29日

9 届出及び添付書類の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所5階）

10 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成27年10月30日から平成28年2月29日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

11 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から4月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

平成28年2月29日

三原市経済部商工振興課